

公益財団法人日本調停協会連合会定款

目次

- 第1章 総則（1条・2条）
- 第2章 目的及び事業（3条・4条）
- 第3章 資産及び会計（5条－11条）
- 第4章 会員（12条）
- 第5章 評議員（13条－16条）
- 第6章 評議員会（17条－23条）
- 第7章 役員（24条－30条）
- 第8章 理事会（31条－38条）
- 第9章 事務局（39条）
- 第10章 委員会（40条）
- 第11章 定款の変更及び解散（41条－44条）
- 第12章 公告の方法（45条）
- 第13章 補足（46条）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、公益財団法人日本調停協会連合会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、調停制度の健全な運営を確保し、その改善発展に寄与することを

目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 調停制度及びこれに関する法規を調査・研究し、調停制度の改善発展につき提言する事業
 - (2) 前号の調査・研究の資料の蒐集
 - (3) 調停制度の普及及び広報活動
 - (4) 全国の各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会、その他調停制度に関連する諸団体との連絡・意見交換及び調査・研究の資料並びに調査・研究の成果の交換
 - (5) 調停に関する出版物の刊行
 - (6) 調停に関する相談会・研究会・講演会の開催
 - (7) 調停委員に対する研修の実施
 - (8) 全国調停委員大会の実施
 - (9) 裁判所と調停委員との連絡・意見交換
 - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。
- 3 基本財産以外の財産をその他の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、決議に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経るものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 会員

（会員）

第12条 全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本会の会員とすることができる。

2 会員は、本会の目的と事業達成に協力し、本会は、その事業を通じて会員に協力する。

3 会員は、理事会の定める会費を支払う。

4 会員に関する規則は、理事会で定める。

第5章 評議員

（評議員）

第13条 本会に評議員50名以上60名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第16条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、法令、本定款及び評議員会において定める規則（以下「評議員会規則」という。）に基づき運営する。

（議長・副議長）

第18条 評議員会は、評議員の中から議長1名、副議長1名を選任する。

- 2 議長は、評議員会を主催し、法令、本定款及び評議員会規則で定められた職務

を行う。

- 3 副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指定されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

（権限）

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 理事及び監事の選任及び解任
- 2 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 3 定款の変更
- 4 残余財産の処分
- 5 基本財産の処分又は除外の承認
- 6 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 22 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
 - ② 定款の変更
 - ③ 基本財産の処分又は除外の承認
 - ④ その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第7章 役員

(役員の設置)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- ① 理事 25名以上31名以内
 - ② 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、8名以上10名以内を副理事長とする。
- 4 理事長及び副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職

務を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、本会の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、理事長の職務を代行する。
- 4 第2項及び第3項に掲げる理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に毎事業年度に四箇月を超える間隔で2回以上報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 本会の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度定時理事会として事業年度終了後3箇月以内と2月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長があらかじめ定められた順序により、理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長又はその指名した副理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第19

7条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第39条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

第10章 委員会

(委員会)

第40条 本会は、理事会の決議により、目的を定めて委員会を置くことができる。

- 2 理事長は、理事会の承認を経て、委員会の委員長、副委員長、委員を任命する。
ただし、理事会を開催しないときにこれらの者を任命する必要がある場合、理事長は、これを任命することができるものとし、任命後直近に開催する理事会において、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会に関する事項は、理事会において定める規則をもって定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第42条 本会は、本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第45条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(事業年度の開始日)

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(最初の代表理事)

第3条 本会の最初の代表理事は、別紙1代表理事名簿記載の者とする。

(最初の評議員)

第4条 本会の最初の評議員は、別紙2評議員名簿記載の者とする。

(会員に関する経過措置)

第5条 財団法人日本調停協会連合会寄附行為第6条第1項1号に基づく協力団体である全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会は、本定款第12条第1項に基づく会員とする。

(異動年月日 令和8年6月15日)

役職	氏名	所属調停協会	備 考
理事長	江 口 十三郎	東京民事調停協会連合会	非常勤
副理事長	入 澤 武 久	東京民事調停協会連合会	非常勤
	中 西 哲 男	東京家事調停協会	〃
	森 純 子	大阪民事調停協会	〃
	櫻 井 美 幸	大阪家事調停協会	〃
	蜂須賀 太 郎	愛知県民事調停協会連合会	〃
	前 川 秀 雅	広島家事調停協会連合会	〃
	田 口 直 樹	福岡調停協会連合会	〃
	佐々木 雅 康	宮城調停協会連合会	〃
理事	万 字 香 苗	札幌調停協会連合会	〃
	籠 池 信 宏	香川調停協会連合会	〃
	栗 田 英 一	東京民事調停協会連合会	非常勤
	田 中 圭 子	東京家事調停協会	〃
	福 田 光 広	東京家事調停協会	常 勤
	梅 村 陽一郎	千葉県調停協会連合会	非常勤
	後 藤 直 樹	茨城調停協会連合会	〃
	富 増 四 季	京都調停協会連合会	〃
	浜 崎 大 祐	滋賀調停協会	〃
	山 崎 一 生	和歌山県調停協会連合会	〃
	井 口 浩 治	愛知県家事調停協会連合会	〃
	梅 田 真	福井県調停協会連合会	〃
	井 上 道	広島民事調停協会連合会	〃
	杉 本 秀 介	岡山調停協会連合会	〃
	中 尾 英 明	福岡調停協会連合会	〃
	石 井 久 子	大分調停協会連合会	〃
	宮 部 剛	宮城調停協会連合会	〃
	神 原 康	宮城調停協会連合会	〃
監事	中 村 憲 昭	札幌調停協会連合会	〃
	得 地 哉	釧路調停協会連合会	〃
	松 尾 泰 三	徳島調停協会連合会	〃
	射 場 和 子	愛媛調停協会連合会	〃
	菊 池 弘 之	新潟県調停協会連合会	非常勤
	亘 賢 子	兵庫県調停協会	〃
	橋 本 明 夫	石川調停協会連合会	〃
評議員	藤 井 寿々子	東京民事調停協会連合会	非常勤
	中 田 圭 一	東京家事調停協会	〃
	長谷川 芳 雄	神奈川民事調停協会連合会	〃
	吉 川 知恵子	神奈川家事調停協会連合会	〃
	牧 野 丘	埼玉調停協会連合会	〃
	片 山 基 司	千葉県調停協会連合会	〃
	篠 崎 和 則	茨城調停協会連合会	〃
	若 狭 昌 稔	栃木県調停協会連合会	〃
	吉 田 幸 男	群馬調停協会連合会	〃
	諏訪部 史 人	静岡県調停協会連合会	〃
	雨 宮 隆 浩	山梨調停協会	〃
	川 島 一 慶	長野県調停協会連合会	〃
	樋 口 和 道	新潟県調停協会連合会	〃
	濱 部 悦 子	大阪民事調停協会	〃
	和 田 奈保子	大阪家事調停協会	〃
	樋 口 文 和	京都調停協会連合会	〃
	山 本 裕 之	兵庫県調停協会	〃
	中 村 郁 子	奈良県調停協会	〃
	山 本 陽 子	滋賀調停協会	〃
	和 中 修 二	和歌山県調停協会連合会	〃
	長谷川 雅 規	愛知県民事調停協会連合会	〃
	福 谷 朋 子	愛知県家事調停協会連合会	〃
	鎧 元 理恵子	三重調停協会連合会	〃
	寺 本 和佳子	岐阜県調停協会連合会	〃
	大 六 清 和	福井県調停協会連合会	〃
	小 國 敏 行	石川調停協会連合会	〃
	原 英 高	富山県調停協会連合会	〃
	本 田 祐 二	広島民事調停協会連合会	〃
	本 山 一 宏	広島家事調停協会連合会	〃
	岡 本 栄	山口調停協会連合会	〃
	奥 田 哲 也	岡山調停協会連合会	〃
	中 西 康 裕	鳥取調停協会連合会	〃
	熱 田 雅 夫	島根県調停協会	〃
	藤 木 恵 子	福岡調停協会連合会	〃
	牟 田 清 敬	佐賀調停協会連合会	〃
	梶 村 龍 太	長崎調停協会連合会	〃
	川 野 隆 二	大分調停協会連合会	〃
	藤 田 光 代	熊本県調停協会連合会	〃
	堂 免 修	鹿児島調停協会連合会	〃
	中 島 多津雄	宮崎調停協会連合会	〃
	宮 尾 尚 子	沖縄調停協会連合会	〃
	鈴 木 由 美	宮城調停協会連合会	〃
	澤 井 功	福島県調停協会連合会	〃
	安孫子 俊 彦	山形県調停協会連合会	〃
	川 上 博 基	岩手調停協会連合会	〃
	赤 坂 薫	秋田調停協会連合会	〃
	松 澤 直 子	青森県調停協会連合会	〃
	植 村 貴 子	札幌調停協会連合会	〃
	船 木 隆 行	函館調停協会連合会	〃
	村 上 博 樹	旭川調停協会連合会	〃
	藤 井 敬 亮	釧路調停協会連合会	〃
	古 市 浩 司	香川調停協会連合会	〃
	藤 枝 正 俊	徳島調停協会連合会	〃
	西 森 やよい	高知調停協会連合会	〃
	真 鍋 敬 市	愛媛調停協会連合会	〃

令和 7 年度事業報告書

年 月 日	摘 要
令 7. 4. 7	研修委員会家事部会（ウェブ併用）
8	在京理事会（事務局）
1 0	広報委員会ホームページ部会及び広報部会正副部会長打合せ（事務局）
1 6	第 7 3 回全国調停委員大会第 1 回実行委員会（福岡地方・家庭裁判所）。福田事務局長、下津事務局次長、中村事務局員出席
2 3	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
2 4	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
5. 1 5	広報委員会ホームページ部会及び広報部会合同部会（ウェブ併用）
1 9	令和 6 年度会計監査（事務局）
1 9	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
2 0	在京理事会（ウェブ併用）
2 1	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
2 1	調停時報担当主査会議（事務局）
2 1	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
2 7	定時理事会（ウェブ会議）
2 9	調停委員協議会（最高裁判所）。大澤理事長、石井副理事長参列
3 0	家庭事件研究会総会（東京家庭裁判所）
6. 4	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
6	千葉県調停協会連合会主催研修会（千葉市）。講師・上谷美礼（産業医・公認心理士）
9	資産運用グループ（事務局）
1 2	定時評議員会及び臨時理事会（法曹会館）
1 8	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
2 3	家庭事件研究会編集委員会（東京家庭裁判所）
2 4	調停時報担当主査会議（事務局）
2 4	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
2 5	ケース研究誌 3 5 3 号刊行
7. 1	研修委員会家事部会（ウェブ併用）
2	在京理事会（ウェブ併用）
9	大阪民事調停協会主催研修会（大阪市）。講師・徳田琢弁護士

1 4	正副理事長会（法曹会館）
1 6	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 6	広報委員会ホームページ部会及び広報部会合同部会（ウェブ併用）
2 5	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
2 5	調停時報 2 1 5 号刊行
2 5	令和 7 年度「地域調停協会連合会補助費」「調停相談補助費」「調停委員大会補助費」を各地域調停協会連合会あて送金
8. 2 6	デジタル委員会下打合せ（ウェブ会議）
2 6	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
9. 1	研修委員会家事部会（ウェブ併用）
4	在京理事会（ウェブ併用）
9	広報委員会ホームページ部会及び広報部会合同部会（ウェブ併用）
1 1	正副理事長会（ウェブ会議）
1 1	デジタル委員会（ウェブ会議）
1 6	研修委員会家事部会（ウェブ併用）
1 7	さいたま調停協会主催研修会（FPIC 事務所・ZOOM）。講師・山本佳子家庭問題情報センター主任相談員
1 9	関東調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（高崎市）。江口理事長、下津事務局次長出席
2 4	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
2 4	大阪民事調停協会主催研修会（大阪市）。講師・住田守道大阪公立大学現代システム科学研究院准教授
2 5	岩国調停協会主催研修会（岩国市）。講師・小川富之広島大学法科大学院客員教授
2 6	第 7 2 回調停委員東北大会及び調停協会功労者表彰式（盛岡市）。田中副理事長、福田事務局長出席
2 6	北海道調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（札幌市）。江口理事長、下津事務局次長出席
2 6	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
1 0. 1	在京理事会（ウェブ併用）
9	松山調停協会主催研修会（松山市）。講師・丸山征寿弁護士
1 0	第 7 3 回全国調停委員大会（アクロス福岡）
1 6	資産運用グループ（事務局）
2 0	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
2 1	札幌高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（札幌高等裁判所）。江口理事長、福田事務局長出席

2 2	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
2 2	調停時報担当主査会議（事務局）
2 2	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
2 3	大阪高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（大阪高等裁判所）。江口理事長、下津事務局次長出席
2 4	近畿調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（大津市）。江口理事長、下津事務局次長出席
2 4	ケース研究誌 3 5 4 号刊行
2 7	家庭事件研究会編集委員会（東京家庭裁判所）
2 8	広島高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（広島高等裁判所）。江口理事長、福田事務局長出席
3 0	高松高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（高松高等裁判所）。江口理事長、下津事務局次長出席
3 1	名古屋高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（名古屋高等裁判所）。江口理事長、福田事務局長出席
1 1. 5	右京調停協会主催研修会（京都市）。講師・大西嘉彦元裁判官
7	福岡高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（福岡高等裁判所）。江口理事長、福田事務局長出席
1 1	広報委員会ホームページ部会及び広報部会合同部会（ウェブ併用）
1 3	第 6 1 回九州調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（熊本市）。江口理事長、福田事務局長出席
1 4	中部調停協会連合会調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（富山市）。江口理事長、下津事務局次長出席
1 4	第 7 0 回中国調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（広島市）。伊藤副理事長、福田事務局長出席
1 7	仙台調停協会主催研修会（仙台市）。講師・東寺大輔社会福祉士
1 8	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
1 9	四国調停委員大会及び調停協会功労者表彰式（高松市）。江口理事長、福田事務局長出席
1 9	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
2 0	東京高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（東京高等裁判所）。江口理事長、福田事務局長出席
2 1	仙台高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式（仙台高等裁判所）。江口理事長、下津事務局次長出席

2 5	調停時報担当主査会議（事務局）
2 5	広報委員会調停時報編集部会（事務局）
2 8	広島民事調停協会主催研修会（広島市）。講師・渡邊好造元広島市議会議員（現保護司、行政書士）
1 2. 2	那覇調停協会主催研修会（那覇市）。講師・齋藤実琉球大学法科大学院人文社会学部教授
3	在京理事会（ウェブ併用）
3	帯広調停協会主催研修会（帯広市）。講師・成川毅弁護士
7	上半期会計監査（書面）
8	仙台調停協会主催研修会（仙台市）。講師・東寺大輔社会福祉士
1 0	正副理事長会（ウェブ会議）
1 0	デジタル委員会（ウェブ会議）
1 2	高崎調停協会主催研修会（高崎市）。講師・赤羽潤子日本防災士会群馬県支部長
1 5	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
1 7	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 8	在京理事会（ウェブ併用）
2 2	研修委員会家事部会（ウェブ併用）
令和 8. 1. 1 0	調停時報 2 1 6 号刊行
1 2	長崎調停協会連合会主催研修会（長崎市）。講師・山本倫子(社)未来基金ながさき理事長
1 3	鹿児島調停協会主催研修会（鹿児島市）。講師・成尾鉄朗野上病院院長
1 3	在京理事会（事務局）
1 4	広報委員会ホームページ部会及び広報部会合同部会（ウェブ併用）
1 6	第 7 4 回全国調停委員大会第 1 回企画運営委員会（広島弁護士会館）。福田事務局長、下津事務局次長出席
1 7	神奈川家事調停協会連合会主催研修会（横浜市）。講師・棚村政行早稲田大学法学学術院名誉教授
1 9	仙台調停協会主催研修会（仙台市）。講師・齋藤利美司法書士
2 1	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
2 2	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
2 6	京都家事調停協会主催研修会（京都市）。講師・安保千秋弁護士
2. 4	デジタル委員会（ウェブ会議）
9	富山県調停協会連合会主催研修会（富山市）。講師・棚村政行早稲田大学法学学術院名誉教授

1 2	神戸調停協会主催研修会（神戸市）。講師・安藤三重アンガーマネジメントファシリレーター
1 6	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 7	在京理事会（ウェブ併用）
1 8	研修委員会家事部会（ウェブ併用）
2 0	研修委員会民事部会（ウェブ併用）
2 4	定時理事会（法曹会館）
2 5	家庭事件研究会編集委員会（東京家庭裁判所）
2 5	ケース研究誌第355号刊行
3. 6	越谷調停協会主催研修会（越谷市）。講師・鈴木友治司法書士
1 1	在京理事会（ウェブ併用）
1 6	ケース研究編集準備会（東京家庭裁判所）
1 6	広報委員会ホームページ部会及び広報部会合同部会（ウェブ併用）
1 9	研修委員会民事部会（ウェブ会議）
1 9	資産運用グループ（事務局）

貸借対照表

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	55,836,038	49,590,687	6,245,351
棚卸資産	1,855,988	2,049,608	△ 193,620
前払金	340,000	0	340,000
未収利息	857,513	567,964	289,549
未収金	17,920	14,520	3,400
前払費用	114,725	219,024	△ 104,299
流動資産合計	59,022,184	52,441,803	6,580,381
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	1,000,000	0	1,000,000
定期預金	126,515,000	130,515,000	△ 4,000,000
基本財産・金銭信託	300,000,000	300,000,000	0
投資有価証券	213,000,000	209,000,000	4,000,000
基本財産合計	640,515,000	639,515,000	1,000,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	18,048,000	16,252,000	1,796,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立	8,438,718	8,438,718	0
特定資産合計	40,640,572	38,844,572	1,796,000
(3) その他固定資産			
什器備品	1,062,662	1,358,609	△ 295,947
一括償却資産	48,400	96,800	△ 48,400
ソフトウェア	109,634	138,234	△ 28,600
その他固定資産合計	1,220,696	1,593,643	△ 372,947
固定資産合計	682,376,268	679,953,215	2,423,053
資産合計	741,398,452	732,395,018	9,003,434
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	425,372	540,565	△ 115,193
預り金	126,045	203,229	△ 77,184
賞与引当金	2,260,000	1,800,000	460,000
流動負債合計	2,811,417	2,543,794	267,623
2. 固定負債			
退職給付引当金	18,048,000	16,252,000	1,796,000
固定負債合計	18,048,000	16,252,000	1,796,000
負債合計	20,859,417	18,795,794	2,063,623
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	639,515,000	639,515,000	0
寄附金（ケース研究）	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	647,953,718	647,953,718	0
（うち基本財産への充当額）	639,515,000	639,515,000	0
（うち特定資産への充当額）	8,438,718	8,438,718	0
2. 一般正味財産			
（うち基本財産への充当額）	72,585,317	65,645,506	6,939,811
（うち特定資産への充当額）	1,000,000	0	1,000,000
（うち特定資産への充当額）	14,153,854	14,153,854	0
正味財産合計	720,539,035	713,599,224	6,939,811
負債及び正味財産合計	741,398,452	732,395,018	9,003,434

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,220,023	1,773,261	1,446,762
特定資産運用益	125,870	29,807	96,063
事業収益	12,783,201	14,084,782	△ 1,301,581
受取会費	63,000,000	64,610,095	△ 1,610,095
受取負担金	64,460	87,860	△ 23,400
受取寄附金	9,420,500	0	9,420,500
雑収益	90,992	34,096	56,896
経常収益計	88,705,046	80,619,901	8,085,145
(2) 経常費用			
事業費	67,776,076	68,285,631	△ 509,555
管理費	13,989,157	14,309,450	△ 320,293
経常費用計	81,765,233	82,595,081	△ 829,848
評価損益等調整前当期経常増減額	6,939,813	△ 1,975,180	8,914,993
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	6,939,813	△ 1,975,180	8,914,993
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
什器備品除却損	2	0	2
経常外費用計	2	0	2
当期経常外増減額	△ 2	0	△ 2
当期一般正味財産増減額	6,939,811	△ 1,975,180	8,914,991
一般正味財産期首残高	65,645,506	67,620,686	△ 1,975,180
一般正味財産期末残高	72,585,317	65,645,506	6,939,811
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	0	11,385,000	△ 11,385,000
基本財産運用益	0	1,773,261	△ 1,773,261
一般正味財産への振替額	0	△ 1,773,261	1,773,261
当期指定正味財産増減額	0	11,385,000	△ 11,385,000
指定正味財産期首残高	647,953,718	636,568,718	11,385,000
指定正味財産期末残高	647,953,718	647,953,718	0
III 正味財産期末残高	720,539,035	713,599,224	6,939,811

財務諸表に対する注記

1 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在していない。

2 重要な会計方針

この財務諸表は公益法人会計基準(平成20年4月11日 改正平成21年10月16日 改正令和2年5月15日内閣府公益認定等委員会)に準拠して作成している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

基本財産及び特定資産の全ての債券は満期保有目的とし、償却原価法(定額法)によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

その他固定資産の什器備品の減価償却は定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金については、職員の賞与支給に備えるため、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上している。

② 退職給付引当金については、職員の自己都合退職による期末要支給額の全額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 会計方針の変更

変更なし。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	0	1,000,000	0	1,000,000
定期預金	130,515,000	△ 4,000,000	0	126,515,000
金銭信託	300,000,000	0	0	300,000,000
投資有価証券	209,000,000	4,000,000	0	213,000,000
小 計	639,515,000	1,000,000	0	640,515,000
特定資産				
退職給付引当資産	16,252,000	1,796,000	0	18,048,000
記念事業積立資産	14,153,854	0	0	14,153,854
ケース研究積立資産	8,438,718	0	0	8,438,718
小 計	38,844,572	1,796,000	0	40,640,572
合 計	678,359,572	2,796,000	0	681,155,572

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	1,000,000	(0)	(1,000,000)	-
定期預金	126,515,000	(126,515,000)	-	-
金銭信託	300,000,000	(300,000,000)	-	-
投資有価証券	213,000,000	(213,000,000)	-	-
小 計	640,515,000	(639,515,000)	(1,000,000)	-
特定資産				
退職給付引当資産	18,048,000	-	-	(18,048,000)
記念事業積立資産	14,153,854	-	(14,153,854)	-
ケース研究積立資産	8,438,718	(8,438,718)	-	-
小 計	40,640,572	(8,438,718)	(14,153,854)	(18,048,000)
合 計	681,155,572	(647,953,718)	(15,153,854)	(18,048,000)

6 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	5,744,600	4,681,938	1,062,662
一括償却資産	1,442,760	1,394,360	48,400
ソフトウェア	591,740	482,106	109,634
合 計	7,779,100	6,558,404	1,220,696

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価、評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
社 債			
(株)大和証券G本社	9,000,000	8,733,600	△ 266,400
(株)大和証券G本社	4,000,000	3,952,000	△ 48,000
(株)日本政策投資銀行	100,000,000	98,650,000	△ 1,350,000
阪神高速道路(株)	100,000,000	98,320,500	△ 1,679,500
合 計	213,000,000	209,656,100	△ 3,343,900

8 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産運用益	
合 計	0

附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記4「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため省略する。

2 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,800,000	2,260,000	1,800,000	0	2,260,000
退職給付引当金	16,252,000	1,796,000	0	0	18,048,000

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金				
	現金	手元保管	運転資金として	33,442	
	普通預金	りそな銀行東京公務部	同上	45,191,409	
		三菱UFJ信託銀行本店	同上	3,329,296	
		三井住友信託銀行本店	同上	516,132	
	通常貯金	ゆうちょ銀行	同上	5,586,674	
	郵便振替	ゆうちょ銀行	同上	746,948	
		ゆうちょ銀行	同上	432,137	
			【現金預金計】	55,836,038	
	棚卸資産	書籍「調停委員必携(家事)」他計2808冊	公1(4)出版事業の在庫である。	1,855,988	
			【棚卸資産計】	1,855,988	
	前払金	(株)東京国際フォーラム	第74回全国大会会場費の一部である。	340,000	
			【前払金計】	340,000	
	未収利息	定期預金・金銭信託・社債	基本財産および特定資産の未収利息である。	857,513	
			【未収利息計】	857,513	
	未収金	国士館大学ほか	公1(4)出版事業のケース研究誌の令和6年度購読料などである。	17,920	
			【未収金計】	17,920	
	前払費用	(株)エー・アンド・シー	PCA給与ほか年払い保守料である。	114,725	
			【前払費用計】	114,725	
流動資産合計			59,022,184		
(固定資産)	基本財産	普通預金	りそな銀行東京公務部	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	1,000,000
		定期預金	三井住友信託銀行本店	同上	50,000,000
			りそな銀行東京公務部	同上	50,000,000
			大和ネクスト銀行ホテイ支店	同上	26,515,000
	金銭信託		三菱UFJ信託銀行本店	同上	300,000,000
	投資有価証券		大和証券新宿支店	同上	113,000,000
			野村證券本店	同上	100,000,000
			【基本財産計】	640,515,000	
	特定資産	退職給付引当資産	りそな銀行東京公務部(定期預金)	職員の退職金支払いの財源として積み立てている	18,048,000
		記念事業積立資産	大和ネクスト銀行ホテイ支店(定期預金)	他1記念事業の事業費用として積み立てている。	14,153,854
		ケース研究積立資産	りそな銀行東京公務部(定期預金)	公1(4)出版事業のケース研究発行に対する寄附金である。	8,438,718
			【特定資産計】	40,640,572	
	その他固定資産	什器備品	会議用テーブル等	(共用財産)	1,062,662
				うち公益目的保有財産	786,372
				うち他1顕彰事業財産	10,627
				うち法人会計財産	265,663
		一括償却資産	ノートパソコン等	(共用財産)	48,400
				うち公益目的保有財産	35,815
				うち他1顕彰事業財産	485
			うち法人会計財産	12,100	
	ソフトウェア	会計ソフト	(共用財産)	109,634	
			うち公益目的保有財産	81,129	
			うち他1顕彰事業財産	1,097	
			うち法人会計財産	27,408	
			【その他固定資産計】	1,220,696	
固定資産合計			682,376,268		
			うち公益目的保有財産	663,679,514	
			その他の財産	18,696,754	
資産合計			741,398,452		

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動負債)	未払金	(株)アイウィルほか	公益目的事業を含む全ての事業に使用する期末諸経費などである。	425,372
			【未払金計】	425,372
	預り金	職員他	源泉所得税等	126,045
			【預り金計】	126,045
	賞与引当金	職員	公益目的事業を含む全ての事業に従事する職員の賞与の引当金である。	2,260,000
			【賞与引当金計】	2,260,000
流動負債合計				2,811,417
(固定負債)	退職給付引当金	職員	公益目的事業を含む全ての事業に従事する職員の退職給付金の引当金である。	18,048,000
			【退職給付引当金計】	18,048,000
固定負債合計				18,048,000
負債合計				20,859,417
正味財産				720,539,035

令和 8 年度事業計画書

項 目	事 業 内 容	実施時期
調停をめぐる調査、研究等	・調停制度に関する調査研究 ・関係当局に対する要望、建議、情報交換（関係当局との懇談会実施）	随 時 随 時
出版物の刊行	・機関誌「調停時報」の刊行 ・「ケース研究」の刊行 ・調停関係図書の企画、出版	1 月、7 月 2、6、10 月 随 時
調 停 制 度 の普及宣伝広報活動	・日調連ホームページの充実 ・行政窓口担当者向け無料調停制度説明会の実施 ・各地調停協会への無料調停手続相談会の委嘱と調停制度の広報宣伝依頼	随 時 随 時 6 月
調 停 委 員 の研修、研鑽	・各地調停協会の希望に応じた研修会への講師派遣 ・各地調停協会に対する研修に有用な情報提供	随 時 随 時
全国調停委員大会開催	・第 7 4 回全国調停委員大会（東京）の開催	1 0 月
各地調停協会の事業補助	・調停手続相談事業（委嘱開催分・自主開催分）への補助（開催経費等補助費交付） ・8つの地域調停協会連合会調停委員大会の開催（開催経費等補助費交付） ・8つの地域調停協会連合会への事業補助（研修会開催経費等補助費交付）	7 月、11 月 7 月 7 月
調 停 手 続 のデジタル化への対応	・各地調停協会におけるデジタル通信等の整備 ・デジタル通信を利用した研修、広報	随 時 随 時
調 停 委 員 の表彰等	・委員会委員退任者への謝意呈上（感謝状） ・地域調停協会連合会における調停協会功労者表彰の実施（表彰状と記念品） ・日調連役員退任者への謝意呈上（感謝状） ・寄附調停委員への謝意呈上（日調連バッジ等の贈呈）	4 月 9～1 1 月 1 0 月 随 時

収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公益財団法人日本調停協会連合会

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	合計
	調停事業	顕彰事業		
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	[3,399,000]	[0]	[0]	[3,399,000]
特定資産運用益	[124,400]	[0]	[0]	[124,400]
事業寄附金	[12,621,500]	[0]	[0]	[12,621,500]
受取利息	[10,500,000]	[0]	[0]	[10,500,000]
受取手数料	[42,160,000]	[2,480,000]	[17,360,000]	[62,000,000]
雑収入	[90,000]	[0]	[0]	[90,000]
経常収益計	[70,000]	[0]	[0]	[70,000]
(2) 経常費用				
管理費	[70,112,863]	[1,814,999]	[0]	[71,927,862]
経常費用計	[0]	[0]	[14,889,088]	[14,889,088]
当期経常増減額	70,112,863	1,814,999	14,889,088	86,816,950
当期一般正味財産増減額	△ 1,147,963	665,001	2,470,912	1,987,950
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,147,963	665,001	2,470,912	1,987,950
一般正味財産期首残高	△ 21,247,772	22,959,167	70,873,922	72,585,317
一般正味財産期末残高	△ 22,395,735	23,624,168	73,344,834	74,573,267
II 指定正味財産増減の部				
基本財産運用益	[3,399,000]	[0]	[0]	[3,399,000]
一般正味財産への振替額	[△ 3,399,000]	[0]	[0]	[△ 3,399,000]
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	647,953,718	0	0	647,953,718
指定正味財産期末残高	647,953,718	0	0	647,953,718
III 正味財産期末残高	625,557,983	23,624,168	73,344,834	722,526,985

(注) イ 借入金限度額 0円
 ロ 債務負担額 0円

貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	49,590,687	52,366,269	△ 2,775,582
預金	0	6,420	△ 6,420
掛金	2,049,608	2,173,705	△ 124,097
棚卸	0	340,000	△ 340,000
前払替	0	1,494,000	△ 1,494,000
立未収	567,964	0	567,964
未収	14,520	19,060	△ 4,540
前払	219,024	219,024	0
流動資産合計	52,441,803	56,618,478	△ 4,176,675
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	130,515,000	119,130,000	11,385,000
金銭信託	300,000,000	300,000,000	0
投資有価証券	209,000,000	209,000,000	0
基本財産合計	639,515,000	628,130,000	11,385,000
(2) 特定資産			
退職給付引当金	16,252,000	16,480,000	△ 228,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立	8,438,718	8,438,718	0
特定資産合計	38,844,572	39,072,572	△ 228,000
(3) その他固定資産			
什器備品	1,358,609	288,354	1,070,255
一括償却資産	96,800	82,720	14,080
ソフトウェア	138,234	24,381	113,853
その他固定資産合計	1,593,643	395,455	1,198,188
固定資産合計	679,953,215	667,598,027	12,355,188
資産合計	732,395,018	724,216,505	8,178,513
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	540,565	675,068	△ 134,503
預り金	203,229	635,033	△ 431,804
賞与引当金	1,800,000	2,237,000	△ 437,000
流動負債合計	2,543,794	3,547,101	△ 1,003,307
2. 固定負債			
退職給付引当金	16,252,000	16,480,000	△ 228,000
固定負債合計	16,252,000	16,480,000	△ 228,000
負債合計	18,795,794	20,027,101	△ 1,231,307
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金(附金)	639,515,000	628,130,000	11,385,000
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	647,953,718	636,568,718	11,385,000
(うち基本財産への充当額)	(639,515,000)	(628,130,000)	(11,385,000)
(うち特定資産への充当額)	(8,438,718)	(8,438,718)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(65,645,506)	(67,620,686)	△ 1,975,180
(14,153,854)	(14,153,854)	(0)	
正味財産合計	713,599,224	704,189,404	9,409,820
負債及び正味財産合計	732,395,018	724,216,505	8,178,513

貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金 預金	52,366,269	48,539,745	3,826,524
売掛金	6,420	1,830	4,590
棚卸資産	2,173,705	276,104	1,897,601
前払費用	340,000	136,000	204,000
未払金	1,494,000	0	1,494,000
前払費用	19,060	43,260	△ 24,200
流動資産合計	56,618,478	49,237,737	7,380,741
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	119,130,000	119,130,000	0
基本財産・金銭信託	300,000,000	300,000,000	0
投資有価証券	209,000,000	209,000,000	0
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	16,480,000	15,156,000	1,324,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立	8,438,718	8,438,718	0
特定資産合計	39,072,572	37,748,572	1,324,000
(3) その他固定資産			
什器備品	288,354	95,165	193,189
一括償却資産	82,720	165,440	△ 82,720
ソフトウェア	24,381	111,105	△ 86,724
その他固定資産合計	395,455	371,710	23,745
固定資産合計	667,598,027	666,250,282	1,347,745
資産合計	724,216,505	715,488,019	8,728,486
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	675,068	378,652	296,416
預り金	635,033	136,005	499,028
賞与引当金	2,237,000	2,211,000	26,000
流動負債合計	3,547,101	2,725,657	821,444
2. 固定負債			
退職給付引当金	16,480,000	15,156,000	1,324,000
固定負債合計	16,480,000	15,156,000	1,324,000
負債合計	20,027,101	17,881,657	2,145,444
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金（ケース研究）	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
（うち基本財産への充当額）	(628,130,000)	(628,130,000)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(8,438,718)	(8,438,718)	(0)
2. 一般正味財産			
（うち特定資産への充当額）	(67,620,686)	(61,037,644)	(6,583,042)
正味財産合計	704,189,404	697,606,362	6,583,042
負債及び正味財産合計	724,216,505	715,488,019	8,728,486

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	48,539,745	38,258,879	10,280,866
預金	1,830	8,400	△ 6,570
掛金	276,104	466,448	△ 190,344
卸資	136,000	287,500	△ 151,500
前払収	43,260	9,000	34,260
未払費	240,798	569,186	△ 328,388
流動資産合計	49,237,737	39,599,413	9,638,324
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	119,130,000	119,130,000	0
基本財産・金銭信託	300,000,000	300,000,000	0
投資有価証券	209,000,000	209,000,000	0
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	15,156,000	13,970,000	1,186,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立資産	8,438,718	8,438,718	0
公益目的研究積立資産	0	7,500,000	△ 7,500,000
全国大会積立資産	0	7,500,000	△ 7,500,000
特定資産合計	37,748,572	51,562,572	△ 13,814,000
(3) その他固定資産			
什器備品	95,165	120,886	△ 25,721
一括償却資産	165,440	349,800	△ 184,360
ソフ ト ウ ェ ア	111,105	200,853	△ 89,748
その他固定資産合計	371,710	671,539	△ 299,829
固定資産合計	666,250,282	680,364,111	△ 14,113,829
資産合計	715,488,019	719,963,524	△ 4,475,505
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	378,652	505,202	△ 126,550
預賞	136,005	120,765	15,240
与引当金	2,211,000	2,195,000	16,000
流動負債合計	2,725,657	2,820,967	△ 95,310
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,156,000	13,970,000	1,186,000
固定負債合計	15,156,000	13,970,000	1,186,000
負債合計	17,881,657	16,790,967	1,090,690
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	(628,130,000)	(628,130,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,438,718)	(8,438,718)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(61,037,644)	(66,603,839)	△ 5,566,195
(14,153,854)	(29,153,854)	(15,000,000)	△ 15,000,000
正味財産合計	697,606,362	703,172,557	△ 5,566,195
負債及び正味財産合計	715,488,019	719,963,524	△ 4,475,505

貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	38,258,879	28,356,920	9,901,959
預金	8,400	5,490	2,910
掛金	466,448	795,414	△ 328,966
前払金	287,500	340,000	△ 52,500
未払金	9,000	12,880	△ 3,880
前払費用	569,186	0	569,186
流動資産合計	39,599,413	29,510,704	10,088,709
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	119,130,000	119,130,000	0
有価証券	300,000,000	300,000,000	0
投資金	209,000,000	209,000,000	0
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当金	13,970,000	12,576,000	1,394,000
研究開発立	14,153,854	14,153,854	0
積立資産	8,438,718	8,438,718	0
立積資産	7,500,000	5,500,000	2,000,000
立積資産	7,500,000	4,000,000	3,500,000
特定資産合計	51,562,572	44,668,572	6,894,000
(3) その他固定資産			
什器備	120,886	161,292	△ 40,406
一括償却	349,800	699,601	△ 349,801
ソフ	200,853	290,601	△ 89,748
その他固定資産合計	671,539	1,151,494	△ 479,955
固定資産合計	680,364,111	673,950,066	6,414,045
資産合計	719,963,524	703,460,770	16,502,754
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	505,202	774,922	△ 269,720
前受金	120,765	125,795	△ 5,030
賞与引当金	0	3,000	△ 3,000
流動負債合計	2,195,000	2,078,000	117,000
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,820,967	2,981,717	△ 160,750
固定負債合計	13,970,000	12,576,000	1,394,000
負債合計	13,970,000	12,576,000	1,394,000
負債合計	16,790,967	15,557,717	1,233,250
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	(628,130,000)	(628,130,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,438,718)	(8,438,718)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	66,603,839	51,334,335	15,269,504
(29,153,854)	(23,653,854)	(5,500,000)	
正味財産合計	703,172,557	687,903,053	15,269,504
負債及び正味財産合計	719,963,524	703,460,770	16,502,754

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,356,920	11,836,945	16,519,975
売掛金	5,490	3,480	2,010
棚卸資産	795,414	8,090,881	△ 7,295,467
前払金	340,000	0	340,000
未収金	12,880	6,000	6,880
前払費用	0	137,434	△ 137,434
流動資産合計	29,510,704	20,074,740	9,435,964
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	119,130,000	328,130,000	△ 209,000,000
基本財産・金銭信託	300,000,000	100,000,000	200,000,000
投資有価証券	209,000,000	200,000,000	9,000,000
基本財産合計	628,130,000	628,130,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	12,576,000	11,132,000	1,444,000
記念事業積立資産	14,153,854	14,153,854	0
ケース研究積立	8,438,718	8,438,718	0
公益目的積立資産	5,500,000	2,000,000	3,500,000
全国大会積立資産	4,000,000	0	4,000,000
特定資産合計	44,668,572	35,724,572	8,944,000
(3) その他固定資産			
什器備品	161,292	221,493	△ 60,201
一括償却資産	699,601	0	699,601
ソフトウェア	290,601	380,349	△ 89,748
その他固定資産合計	1,151,494	601,842	549,652
固定資産合計	673,950,066	664,456,414	9,493,652
資産合計	703,460,770	684,531,154	18,929,616
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	774,922	117,669	657,253
預り金	125,795	121,885	3,910
前受金	3,000	6,000	△ 3,000
賞与引当金	2,078,000	2,057,000	21,000
流動負債合計	2,981,717	2,302,554	679,163
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,576,000	11,132,000	1,444,000
固定負債合計	12,576,000	11,132,000	1,444,000
負債合計	15,557,717	13,434,554	2,123,163
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	628,130,000	628,130,000	0
寄附金(ケース研究)	8,438,718	8,438,718	0
指定正味財産合計	636,568,718	636,568,718	0
(うち基本財産への充当額)	(628,130,000)	(628,130,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,438,718)	(8,438,718)	(0)
2. 一般正味財産	51,334,335	34,527,882	16,806,453
(うち特定資産への充当額)	(23,653,854)	(16,153,854)	(7,500,000)
正味財産合計	687,903,053	671,096,600	16,806,453
負債及び正味財産合計	703,460,770	684,531,154	18,929,616